

札幌広域圏組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議書

(組合の解散)

第1条 札幌広域圏組合（以下「組合」という。）は、平成31年7月31日をもって解散する。

(財産処分)

第2条 組合が保有する札幌ふるさと市町村圏基金の現在高15億220万円のうち、13億5,220万円は別表1の左欄に掲げる市町村に対し、13億5,220万円に同表の中欄に掲げる割合を乗じて算出した同表の右欄に掲げる額を、1億5,000万円は北海道に対し、その全額を配分する。

第3条 札幌ふるさと市町村圏基金事業特別会計の剰余金は、別表1の左欄に掲げる市町村に対し、当該剰余金に同表の中欄に掲げる割合を乗じて算出した額を配分する。

2 剰余金（前項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）は、別表2の左欄に掲げる市町村に対し、剰余金に同表の右欄に掲げる割合を乗じて算出した額を配分する。

3 組合は、その解散の日において所有する物品を、札幌市に対し無償で譲渡する。

4 前3項に掲げるもののほか、組合の解散の日以後において、従来組合が処理していた一切の事務は、札幌市が承継する。

(この協議書に定めがない事項)

第4条 この協議書に定めがない事項については、関係市町村が協議の上、別に定める。

別表1（第2条、第3条第1項関係）

札幌市	100分の67.53	913,140,660円
江別市	100分の5.98	80,861,560円
千歳市	100分の5.03	68,015,660円
恵庭市	100分の4.20	56,792,400円
北広島市	100分の3.87	52,330,140円
石狩市	100分の8.27	111,826,940円
当別町	100分の2.87	38,808,140円
新篠津村	100分の2.25	30,424,500円

別表2（第3条第2項関係）

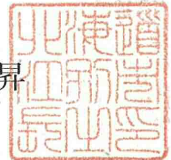
札幌市	100分の67.77
江別市	100分の6.56
千歳市	100分の5.66
恵庭市	100分の4.83
北広島市	100分の4.50
石狩市	100分の4.69
当別町	100分の3.28
新篠津村	100分の2.71

令和元年6月18日

札幌市長 秋元克広



江別市長 三好



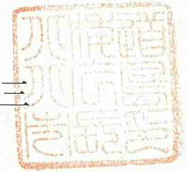
千歳市長 山口幸太郎



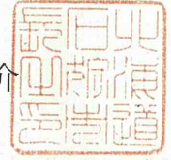
恵庭市長 原田



北広島市長 上野正三



石狩市長 田岡克介



当別町長 宮司正毅



新篠津村長 石塚隆

